

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月15日
(金曜日)

目次

- 規則
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農林水産政策課）……………一
- 公告
一般競争入札の実施（管財課）……………一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………三
公共測量の実施の終了（二件）（監理課）……………三
- 選管告示
政治団体の名称等……………四
政治団体の異動事項……………四
解散等に係る政治団体の名称等……………五
資金管理団体の名称等……………五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等……………五



水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十三号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和四十三年山口県規則第三十一号の三）の一部を次の

ように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第八十六条第三項、」を削り、同条第八号中「は（漁業生産組合にあつては、理事の全員が）」を「が」に、「設立」を「設立」に改め、同条第九号中「第八十六条第三項、」を削る。

第四条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「第八十六条第二項、」を削る。第四条の二中「第八十六条第二項、」を削り、「。」「」の下に「又は第八十四条の七第二項」を加える。

第五条第一項中「第八十六条第四項、」を削り、同条第二項第三号中「は（漁業生産組合にあつては、理事の全員が）」を「が」に改める。

第六条中「第八十六条第四項及び」を削る。

第十二条第一項第三号中「以上は」を「以上」に、「が」、「を」が「に」改める。

第十七条中「第八十六条第四項及び」を削り、「又は」を「、第八十五条の四第二項又は」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（組織変更の届出）

第十九条 漁業生産組合は、法第八十六条の九の規定により組織変更の届出をするときは、届出書に当該組織変更に係る登記事項証明書を添えてしなければならない。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



（六四）一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

（一）物品等の名称

電気

- (一) 物品等の予定数量
二千九百八十五キロワット時
 - (二) 物品等の特質等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 納入期間
平成三十一年六月一日から平成三十四年五月三十一日までの間
 - (五) 納入場所
山口県庁舎
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (五) 平成三十一年三月十五日から同年四月二十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
平成三十一年三月十五日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県総務部管財課
- (三) 受領期限
平成三十一年四月二十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十一年四月二十五日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室
 - (二) 日時
平成三十一年四月二十五日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年四月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総務部管財課(電話〇八三一九三三二二一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 29, 850, 000 kWh.

(3) Delivery period: June 1, 2019 to May 31, 2022

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2210)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. April 24, 2019
(If case of bringing a tender: 11:00 A.M. April 25, 2019)

(六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十一月二日山口県公告(二五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店
所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(六六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十一月二日山口県公告(二五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下松店
所在地 下松市大字末武下四二三の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(六七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

萩市大字高佐下

三 作業の期間

平成三十年九月二十日から平成三十一年一月二十九日まで

(六八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十一年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
山口市小郡下郷
- 三 作業の期間
平成三十年十一月一日から平成三十一年二月十二日まで



山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
青木ひろみを励ます会	松林 憲克	青木 利明	下関市山中本町/丁目 1番/0号		平成30、 10、24
かわの淳一後援会	河野 淳一	河野佐智子	〃 王司本町5丁目 4番34号		〃 16
坂本はるみ後援会	坂本 晴美	坂本 浩二	〃 椋野町3丁目22 番38号		〃 〃
東城しのぶ後援会	東城しのぶ	東城 勝吉	〃 上田中町4丁目 1番6号		〃 9、26
なおの克後援会	猶野 克	猶野 章子	〃 宇部市中尾/丁目7番 8号		〃 10、26

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
公明党山口総支部	小泉 利治	代表者	小泉 利治	曾田 聡	平成30、 10、20
公明党山口総支部	上岡 康彦	会計責任者	河合 伸治	越澤 二代	〃 〃
公明党山口総支部	曾田 聡	代表者	曾田 聡	石丸 典子	〃 〃
大井淳一朗後援会	大本 軍	〃	大本 軍	末永 計豊	〃 9、30
秘理士による林芳正後援会	中尾 友昭	会計責任者	藤上 博之	安部千津子	〃 10、17
			下関市彦島角 倉町3丁目/6 番12号	岩国市周東町 下久原4/1の 4	

中村たけひろ後援会	中村 武央	中村 通子	熊毛郡平生町大字大野 北1/4の11	〃 5
前野弘明後援会	前野 弘明	前野 佳子	岩国市通津/95/の10	〃 9、25
村中良多後援会	八木 泰樹	平田 浩二	下関市秋根南町2丁目 1番/号	〃 10、3
山口の未来をよ くする会	前野 弘明	村中 時光	岩国市通津/95/の10	〃 9、25
らしく。会 を考える	田 育子	田 育子	下関市阿弥陀町7番/9 号	〃 〃 26

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
勝志会	前野 弘明	村中 時光	岩国市通津/95/の10	平成30、9、13
前野弘明を励ます会	〃	前野 佳子	〃	〃
右田芳雄後援会	右田 善弘	右田 勝子	山口市小郡下郷21/2	平成29、12、31

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考(指年月日)
河野 淳一	下関市議会議員	かわの淳一後援会	下関市王司本町5丁目4番34号	河野 淳一	平成30、10、14
坂本 晴美	〃	坂本はるみ後援会	〃 椋野町3丁目22番38号	坂本 晴美	〃 15
東城しのぶ	〃	東城しのぶ後援会	〃 上田中町4丁目/番6号	東城しのぶ	〃 9、22
猶野 克	山口県議会議員	なおの克後援会	宇部市中尾/丁目7番8号	猶野 克	〃 10、24
前野 弘明	〃	山口の未来をよくする会	岩国市通津/95/の10	前野 弘明	〃 9、13

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考(資金管理団体でなくなった年月日)
前野 弘明	勝志会	平成30、9、13

平成三十一年三月十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁